

## 鸞ニュージーランドへお引越されるお客様へ

鱀 サカイ引**越**センター Sakai Moving Service Co., Ltd.

必要書類

【日本側】 ①パスポートコピー ②ニュージーランドVISAコピー ③旅程表(Eチケットコピー) ④申込書

【現地側】

①パスポートコピー ②ビザのコピー("ビザについて"をご確認くださいませ)

③税関申告書(代理店よりご案内いたします)

※お荷物の入港より前に荷主様がニューシ -ランドへ入国している必要があります。

1)Working visa…有効期限が12か月以上のもの

2) Visitors visa…有効期限が36か月以上のもの

3) Student visa…引越家財のお引き受け可能ですが、課税されます。

4)Working holiday visa…引越家財のお引き受けは出来ません。

※外交ビザをお持ちの場合は営業へお知らせください。

※入国前に21か月以上ニュージーランド国外に住んでいた方は免税通関の対象となります。

お運び出 来ない品

ビザ

貴重品(現金・通帳・有価証券・宝石類等)

動植物(土の付いた物)

危険物(可燃製品・スプレー缶・ガスボンベ・ライター・マッチ等)

\*食品・アルコール・調味料等 食物全般

\*籐のバッグや籐のタンスなど、籐を使用した製品全般

\*薬・常備薬の内服薬

\*危険物(刀剣·武器·弾薬·爆発物·模造刀·模造拳銃)

輸入禁止品\*商標権や特許権・著作権の権利侵害物品 \*麻薬・覚せい剤及び吸煙具・けし・大麻の実・毒物

\*ポルノ(写真・雑誌・DVD・ビデオテープ等)

\*ワシントン条約該当品目

\*植物(種も含む)、土壌、土の付着したもの

\*ドライフラワー

\*本物の木材を幹/枝として利用しているご家財

\*自転車、屋外用アイテム(キャンプ用品、スポーツ用品、ゴルフ用品、靴、園芸工具、掃除機、釣

り道具、動物用具、芝刈り機など)

輸入規制品 …お引越日までに汚れを洗い流してください。

\*松ぼっくりやその他の植物を使用したクリスマスやイベント装飾

…検査され、没収される可能性があります。

フルーツ用箱を梱包資材として使用しないでください。

・ニュージーランドは独立した大陸として特に検疫に厳しい国です。

靴や自転車、ゴルフクラブなどに少しでも土が付着していると検疫消毒に回されたり、

検疫検査で日数が掛かりますので要注意です。

また、和紙で押し花などをあしらった封筒や便箋も検疫に回される可能性があります。

・食料品に関しましては大変厳しいので、弊社では取扱いたしかねます。

・高額な美術品や骨董品がある場合は営業担当にお知らせくださいませ。

検査にかかる費用、保管料はお客様にて現地決済いただきます。

・検疫検査によって配達日が大幅に遅れる可能性も御座いますので、ご留意下さい。

課税に ついて

その他

ご注意

・全ての身の回り品や家財の内、1年以上所有されていない物は課税対象となります。

新品をお持込なされる場合は税金をお支払いする前提で申告をお願い申し上げます。 新品をお持込なされる場合は事前にアイテム・数量を担当営業までお申し出下さい。

現地サイドに通関可能かを確認させて頂きます。

・現地で発生しました税金はお客様にて現地決済頂く形となります。

書類が揃い次第船積みをさせて頂きます。

・通関事情は急遽変更になる場合が御座いますので、都度営業よりご案内させて頂きます。

入港する港・タイミングによっても通関事情が異なります。

・ニュージーランドでの配達日のご連絡は現地代理店よりさせて頂きます。

(現地代理店につきましては船積み頃にご案内させて頂きます。)

・弊社を介して保険をご購入の場合は付保金額の1.5%が保険料金となります。

ご不明な点やご質問が御座いましたら、

お気軽に下記フリーダイヤルかメールにてお問い合わせ下さい。

TEL 0120-78-1141

Mail overseas\_hhg@hikkoshi-sakai.co.ip

